

中央区地域防災計画

(令和3年修正)

中央区防災会議

令和3年修正にあたって

中央区では、平成25年6月の災害対策基本法の改正や平成26年9月の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の改訂、平成26年7月の東京都地域防災計画の修正など、国や都の動きに対応し、かつ、前回修正時以降の本区防災対策の進捗状況を反映するため、平成27年7月に地域防災計画の修正を行いました。

その後、平成28年4月に熊本地震、令和元年10月には東日本を中心に甚大な被害をもたらした令和元年台風第19号などの大規模災害が発生したほか、令和2年には新型コロナウイルス感染症が全世界で大流行しています。

こうした大規模災害や感染症流行の教訓を踏まえ、前回修正時以降の本区の防災対策の進捗状況を反映するとともに、災害関係法令改正への対応及び令和元年7月に修正された東京都地域防災計画（震災編）との整合性等を図るため、このたび地域防災計画を修正しました。

区では引き続き、これまでの減災目標達成に向けて防災対策の強化・推進に取り組んでいきます。また、区民や事業所をはじめ地域との連携強化を推進し、「自助」「共助」の一層の強化を図るとともに、「公助」と一体となった総合的な防災力の向上に取り組み、「災害に強いまち中央区」を実現していきます。

なお、区では今回の修正を踏まえ、本計画の指針となる「国土強靱化地域計画」を令和3年度に策定する予定です。

主な修正項目

- 防災拠点の運営体制
- 避難所等における感染症対策
- 高層住宅の防災対策
- 要配慮者及び避難行動要支援者対策
- 帰宅困難者対策
- 水害対策
- 災害に強い安全なまちづくり
- 職員体制
- 受援体制
- 医療救護体制
- 輸送体制
- 災害廃棄物対策
- 生活再建支援体制

◎ 凡 例

本書の表中に現在日の記述がないものは、原則として令和2年4月1日現在である。

なお、できる限り新しいデータを記述するため、事務事業の性質や資料作成の基準日の相違などから各項目の現在日が統一されていない点がある。

◎ 用 語 例

防災会議条例	中央区防災会議条例（昭和38年3月中央区条例第13号）
本部条例	中央区災害対策本部条例（昭和38年3月中央区条例第14号）
本部規則	中央区災害対策本部条例施行規則（昭和38年5月中央区規則第13号）
本部運営要綱	中央区災害対策本部運営要綱
都本部	東京都災害対策本部
都各機関	東京都災害対策本部を構成する各局、室、庁等をいう。
本部	中央区災害対策本部
区各部	中央区災害対策本部を構成する各部をいう。なお、本部設置前は、本区組織条例、同規則に定める部、室、所等に読みかえる。
都防災計画	東京都地域防災計画
区防災計画	中央区地域防災計画
予防計画	災害予防計画
応急対策計画	災害応急対策計画
復旧計画	災害復旧計画
復興計画	災害復興計画
災害	災害対策基本法第2条第1号に定める災害をいう。
指定行政機関	国の行政機関で、内閣総理大臣が指定するもの（災害対策基本法第2条第3号）。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局及びその他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するもの（災害対策基本法第2条第4号）。
指定公共機関	公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの（災害対策基本法第2条第5号）。
指定地方公共機関	公益的事業を営む法人で、都道府県知事が指定するもの（災害対策基本法第2条第6号）。

目 次

第1部 総 則

第1編 計画の方針	3
第1章 計画の目的	3
第2章 計画の性格	3
第3章 計画の目標	3
第4章 計画の前提	3
第2編 計画の運用	4
第1章 計画の修正	4
第2章 他の法令に基づく計画との関係	4
第3章 計画の習熟	4
第3編 防災機関業務大綱	5
第4編 災害対策における区民及び事業所の基本的責務	11
第5編 中央区の概況	13
第1章 面積・人口等	13
第2章 地 勢	14
第6編 計画の前提	15
第1章 震 災	15
第2章 風 水 害	21
第7編 減災目標	24

第2部 災害予防計画

第1編 災害に強いまちづくり	29
第1章 災害に強いまちづくりの推進	29
第2章 高層住宅の防災対策	30
第3章 帰宅困難者対策の強化	31
第4章 再開発諸制度	33
第5章 建築物の耐震化の促進	34

第6章	道路整備計画	37
第7章	橋りょう整備計画	38
第8章	公園の防災計画	39
第9章	その他の区取組	40
第2編	交通施設防災計画	42
第1章	計画方針	42
第2章	首都高速道路防災計画	42
第3章	都営地下鉄施設防災計画	44
第4章	東京メトロ施設防災計画	46
第5章	JR東日本施設防災計画	47
第3編	ライフライン施設防災計画	49
第1章	水道施設防災計画	49
第2章	下水道施設防災計画	49
第3章	電気施設防災計画	51
第4章	ガス施設防災計画	52
第5章	通信施設防災計画	53
第4編	建造物防災計画	56
第1章	一般建築物防災計画	56
第2章	公共施設防災計画	58
第3章	高層建築物、地下街防災計画	58
第4章	大規模建築物防災計画	59
第5章	文化財防災計画	60
第5編	河川施設防災計画	62
第1章	河川防災計画	62
第2章	海岸保全施設	64
第3章	内水排除計画	65
第6編	地域防災力の向上	67
第1章	計画方針	67
第2章	区民等	68
第3章	防災区民組織	71
第4章	町会・自治会	73
第5章	防災拠点運営委員会	73
第6章	事業所	76
第7章	その他の民間団体・民間事業者	79

第8章	学校における防災体制の推進	80
第9章	災害ボランティアとの連携	80

第7編	防災訓練計画	83
第1章	計画方針	83
第2章	総合防災訓練計画	83
第3章	水防訓練計画	84
第4章	高潮、津波防ぎょ訓練計画	85
第5章	警備訓練計画	85
第6章	総合消防防災訓練計画	86
第7章	通信訓練計画	87
第8章	区の訓練計画	87

第8編	防災知識普及計画	89
第1章	計画方針	89
第2章	区の計画	89
第3章	消防署の計画	90

第9編	物資等の備蓄・整備	93
第1章	計画方針	93
第2章	備蓄計画	93
第3章	備蓄倉庫整備計画	94

第3部 災害応急対策計画

第1編	災害応急対策の活動態勢	97
第1章	災害発生時の態勢	98
第2章	災害対策本部の設置	98
第3章	職員の配備態勢	101
第4章	業務継続計画の策定	106

第2編	災害救助法の適用	115
第1章	災害救助法の適用基準	115
第2章	災害救助法の適用手続	116

第3編	公用負担	118
------------	-------------	-----

第4編 防災機関相互協力計画	120
第1章 防災関係各機関との協力計画	120
第2章 都との協力計画	120
第3章 特別区相互支援・協力計画	120
第4章 他区市町村協力計画	121
第5章 人的受援体制	121
第6章 物的受援体制	124
第7章 自衛隊災害派遣要請計画	126
第8章 広域活動拠点の指定	130
第5編 通信情報計画	131
第1章 通信連絡計画	131
第2章 災害情報の収集及び伝達計画	136
第3章 被害状況等の報告及び災害地調査計画	139
第6編 災害広報計画	141
第1章 計画方針	141
第2章 広報広聴実施計画	141
第7編 輸送計画	144
第1章 計画方針	144
第2章 区の輸送計画	144
第3章 災害時における交通規制	148
第8編 労務需給計画	149
第1章 基本計画	149
第2章 雇上計画	149
第3章 労務供給計画	149
第9編 水防計画	150
第1章 計画方針	150
第2章 水防態勢	150
第3章 気象状況及び洪水予報等の連絡	156
第4章 水防用資器材	168
第5章 監視及び警戒	170
第6章 水門、排水機等の操作	170
第7章 水防作業	173
第8章 風水害への対応	175

第10編 津波対策計画	178
第1章 計画方針	178
第2章 地震別津波高及び到達時間	178
第3章 津波情報の収集伝達	178
第4章 津波発生時の避難計画	181
第5章 避難誘導態勢	181
第11編 消防計画	184
第1章 消防態勢	184
第2章 災害活動	186
第12編 海上等における応急対策計画	191
第13編 流木対策計画	194
第1章 計画方針	194
第2章 応急対策	194
第14編 避難計画	195
第1章 計画方針	195
第2章 指定緊急避難場所と指定避難所	195
第3章 避難所	196
第4章 一時（いつとき）集合場所、広域避難場所	199
第5章 避難勧告、避難指示（緊急）及び誘導	200
第6章 広域避難	203
第7章 防災拠点・副拠点	205
第15編 要配慮者及び避難行動要支援者対策	217
第1章 計画方針	217
第2章 災害時地域たすけあい名簿	217
第3章 要配慮者及び避難行動要支援者の支援体制	218
第4章 福祉避難所	221
第16編 帰宅困難者対策	223
第1章 基本方針	223
第2章 想定される事態	223
第3章 帰宅困難者対策の推進	223
第17編 給水、食料・生活必需品供給計画	227
第1章 給水計画	227

第2章	食料供給計画	230
第3章	生活必需品供給計画	232
第18編	医療救護計画	234
第1章	計画方針	234
第2章	医療情報の収集及び伝達	235
第3章	医療救護態勢	236
第19編	防疫及び保健衛生計画	241
第1章	計画方針	241
第2章	活動態勢	241
第3章	防疫活動及び保健衛生活動	242
第20編	障害物除去計画	245
第1章	計画方針	245
第2章	住宅関係障害物除去計画	246
第3章	道路関係障害物除去計画	246
第4章	河川関係障害物除去計画	247
第21編	ごみ・し尿・がれき処理計画	248
第1章	計画方針	248
第2章	ごみ処理計画	249
第3章	し尿処理計画	251
第4章	がれき処理計画	254
第22編	遺体の捜索、取扱い及び火葬計画	256
第1章	計画方針	256
第2章	遺体の捜索・収容等	257
第3章	遺体の搬送	258
第4章	遺体収容所の設置等	258
第5章	検視・検案等	259
第6章	遺体安置所の設置	261
第7章	火葬	262
第23編	住宅応急対策計画	263
第1章	計画方針	263
第2章	被災住宅の応急危険度判定	263
第3章	家屋・住家被害状況調査等	264
第4章	応急仮設住宅の設置	265

第5章	一般被災住宅の応急修理	267
第24編	警備計画	268
第1章	警備活動方針	268
第2章	警察の任務	268
第3章	警備態勢	269
第4章	警備部隊の編成	271
第25編	救助・救急計画	272
第1章	計画方針	272
第2章	事前対策	273
第26編	応急教育計画	275
第1章	計画方針	275
第2章	事前準備	275
第3章	災害時の態勢	276
第4章	学用品の調達及び支給計画	276
第5章	情報継送系統	277
第27編	応急保育計画	278
第1章	計画方針	278
第2章	事前準備	278
第3章	災害時の態勢	278
第28編	応急学童育成計画	280
第1章	計画方針	280
第2章	事前準備	280
第3章	災害時の態勢	280
第29編	公共施設等応急対策計画	282
第1章	庁舎等の応急修理	282
第2章	河川施設応急対策	282
第3章	海岸保全施設応急対策	282
第4章	道路応急対策	282
第5章	首都高速道路応急対策	283
第6章	都営地下鉄応急対策	284
第7章	東京メトロ施設応急対策	285
第8章	JR東日本施設応急対策	286

第30編	ライフライン施設等応急対策計画	289
第1章	計画方針	290
第2章	水道施設応急対策	290
第3章	下水道施設応急対策	291
第4章	電気施設応急対策	291
第5章	ガス施設応急対策	293
第6章	通信施設応急対策	294
第7章	郵便施設応急対策	295

第4部 災害復旧・復興計画

第1編	民生安定のための緊急措置計画	299
第1章	計画方針	299
第2章	被災者の生活確保	299
第2編	安否情報の提供	312
第3編	り災証明	314
第4編	被災届出受理証	316
第5編	公共施設等復旧計画	318
第1章	計画方針	318
第2章	公共土木施設	318
第3章	社会公共施設	318
第4章	鉄道施設	318
第6編	ライフライン施設復旧計画	319
第1章	計画方針	319
第2章	水道施設復旧計画	319
第3章	下水道施設復旧計画	320
第4章	電気施設復旧計画	320
第5章	ガス施設復旧計画	321
第6章	通信施設復旧計画	322
第7編	義援金品配分計画	324
第1章	義援金配分の流れ	324
第2章	中央区災害義援金配分委員会	324

第3章	義援金の募集、受付及び配分	325
第4章	義援物資の取扱い	325

第8編	災害復旧時の教育、保育及び学童育成計画	326
第1章	災害復旧時の教育態勢	326
第2章	災害復旧時の保育態勢	326
第3章	災害復旧時の学童育成態勢	327

第9編	激甚災害の指定	328
第1章	計画方針	328
第2章	激甚災害指定手続	328
第3章	激甚災害に関する被害状況等の報告	329
第4章	激甚災害指定基準	329
第5章	局地激甚災害指定基準	331
第6章	特別財政援助額の交付手続	332

第10編	災害復興計画	333
第1章	復興計画の目的	333
第2章	復興体制の構築	334
第3章	復興計画策定への取組	334

第5部 大規模事故等対策計画

第1編	総 則	337
第1章	計画の方針	337
第2章	想定される大規模事故等	338
第3章	防災危機管理センター	339

第2編	事案への共通した対応	340
第1章	平常時の備え	340
第2章	初動態勢	340
第3章	区の態勢	340
第4章	現地連絡調整所	342
第5章	情報収集、情報伝達	343
第6章	広報	343
第7章	警備、交通規制、警戒区域の設定	344
第8章	避難	344
第9章	救助、救援活動等	345

第10章 遺体の収容、検視、検案	346
第11章 その他	346

第3編 大規模事故等の個別対策	347
第1章 超高層建築物、地下街の火災、事故等	347
第2章 鉄道事故	348
第3章 道路事故	349
第4章 地下工事	350
第5章 危険物等事故	353
第6章 海上等における事故、油等流出事故	356
第7章 大規模停電	357
第8章 ガス事故	358
第9章 放射性物質対策	359

付編 警戒宣言に伴う対応措置

第1章 対策の考え方	363
第1節 策定の趣旨	363
第2節 基本的考え方	363
第3節 前提条件	364
第4節 今後の課題	364
第2章 防災機関業務大綱	366
第3章 事前の備え	371
第1節 東海地震に備え、緊急に整備する事業	371
第2節 広報及び教育	373
第3節 事業所に対する指導	375
第4節 防災訓練	376
第4章 東海地震に関連する調査情報(臨時)・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応	381
第5章 警戒宣言時の応急活動態勢	389
第1節 活動態勢	389
第2節 警戒宣言、地震予知情報の伝達	390
第3節 消防、水防、危険物対策	394
第4節 警備、交通対策	398
第5節 公共輸送対策	401
第6節 学校、社会福祉施設対策	404
第7節 病院、診療所対策	406
第8節 百貨店、劇場、高層ビル、地下街等対策	406

第9節	電話対策	407
第10節	電気、ガス、上下水道対策	408
第11節	生活物資対策	410
第12節	救援、救護対策	410
第6章	区民等のとるべき措置	412
第1節	区民のとるべき措置	412
第2節	防災区民組織のとるべき措置	414
第3節	事業所のとるべき措置	415